

# 富山県廃屋等撤去観光地景観改善支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県廃屋等撤去観光地景観改善支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業（以下「国庫補助事業」という。）のうち、廃屋等の撤去を行う事業とする。
- (2) 補助事業者 前号の市町村等が策定した計画に基づき、地域の観光まちづくりの取組みと連携した廃屋等の撤去を実施する者

## (補助金の交付)

第3条 知事は、県内観光地全体の魅力を高めるため、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地域の観光まちづくりの取組みと連携した廃屋等の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、本補助金交付の対象外とする。

- (1) 国庫補助事業の交付決定を受けない場合又は交付決定が取り消された場合
- (2) 県の他の補助金を現に受けて実施している場合又は県の他の補助金を受けて実施する予定である場合
- (3) 市町村が補助事業者に対して、県と同額以上の補助を行わない場合

## (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
廃屋等の解体、撤去に要する費用 ※国庫補助事業の対象経費に準ずる。	補助対象経費の 6分の1以内	国庫補助事業の限度額の3分の1 以内で市町村補助額の範囲内

## (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 廃屋等の建物やその所在地の所有者を確認することのできる書類
- (4) 解体撤去に関する同意書（補助事業者が廃屋等所在地の所有者ではない場合）
- (5) 委任状（補助事業者が廃屋等の建物の所有者ではない場合）
- (6) 定款及び法人登記簿謄本、過去3箇年の決算書等（補助事業者が法人の場合）

- (7) 廃屋等の所在地を示す地図
- (8) 廃屋等の現状の写真
- (9) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (10) 国庫補助事業交付決定通知書（写）及び交付申請書類（写）
- (11) 市町村補助事業交付決定通知書（写）及び交付申請書類（写）
- (12) その他参考となる書類

3 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付しない。

- (1) 廃屋等の撤去に当たり必要な法令等に定めのある手続きを経ていないとき。
- (2) 税金について、滞納があるとき。

（交付決定前の事前着手）

第6条 申請者は、早期の観光地再生を図るために国庫補助事業に係る交付決定前の事前着手が承認された場合、事前着手届（様式第4号）を提出することにより、交付決定前に着手することができる。

2 申請者は、前項の場合において、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費を20%以上変更すること。

（交付の取消し）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 国庫補助事業の交付要件若しくは第7条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による知事の指示に従わなかったとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、補助事業完了の日から1月以内又は補助事業実施年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 支出の根拠を示す資料（契約書など）
- (4) 事業の実施状況を証する写真
- (5) 国庫補助事業の額の確定通知書（写）及び実績報告書（写）
- (6) 市町村補助事業の額の確定通知書（写）及び実績報告書（写）
- (7) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (8) 県及び市税の納税証明書（直近分）
- (9) その他参考となる書類

(概算払)

第11条 知事は、補助金の補助金の交付目的を達成するため必要があると認めた場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第12条 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

3 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。